

「外構職人ナカシマ」が施工後お客様にお約束する保証の内容です。

■ 保証期間

・保証期間は以下の通りです。

構造物(コンクリート・ブロック・レンガ・石・ウッド製品など)

ー お引渡しより3年間

植栽樹木 (主に高木類)

ー お引渡しより1年間

・ただし、メーカーの定める保証期間があるものはそちらを優先します。

草花、特に1年草は、その季節のもののみです。

宿根草も、日々の世話による部分が大きいので、半年の保障となっております。

* 樹木は生き物ですので、お客様自身が世話をしないといけません

水やり・・・植え付け直後は毎朝、たっぷりとあげてください

その後、おおよそ春、秋は2日に一度、夏は毎朝、冬は適度に様子を見て、
土の乾燥具合によってお願いします。

1, 2年ほどして、しっかり根が深いところについてしまえば、水はあげすぎなくて大丈夫です。

肥料、消毒、病害虫対策・・・それぞれ行なわないと、花木は成育しませんし、枯れることもあります。

*** 以上の管理をしっかりご自身ですることが、枯れ保障の対象になりますので、 よろしく願います。**

■ 免責事項

- 1、 火災・爆発等の予想しない外来事故、及び予想外の噴火、洪水、津波、暴風雨、積雪、凍結等の自然現象に起因したもの。
- 2、 敷地周辺にわたる地盤の変動、土砂崩れ、地割れ、又は周辺環境に起因するもの。
- 3、 商品の所有者、又は使用者の取り扱い方、維持管理が著しく不適切な場合、又は通常予測される使用状況と著しく異なる使用をしたことが起因の場合。
- 4、 商品の性質による結露、瑕疵によらない商品の自然の消耗、磨耗、カビ、変質、変色、その他の類似の事由による場合。
- 5、 使用材質の自然特性、あるいは経年変化に伴う現象で機能上支障のないもの。
- 6、 入居者や第三者の故意、又は過失による変形・破損。及び重量物の使用に起因する場合。
- 7、 本件工事の施工部分以外の増設、改修工事からの影響があるもの。
- 8、 注文者(お客様)の支給品、及び機器類。またはこれに起因するもの。
- 9、 保証期間経過後に請負者に申し出のあったもの。

* 書面で表現すると、一般的な決まった文章になり、とても固い感じのお話になりますが、
基本的には、私、中島竜一、が誠意をもって対応致します。

保障期間を1週間過ぎているから、ダメとかそんなものでもありません。

過去にも、自分に過失があると少しでも考えられるものは、素直にすぐ、
補修工事をおこなっているのをご安心ください。

ご連絡先 愛知県春日井市神屋町1616-25

(株)外構職人ナカシマ 中島竜一

TEL 0568-88-6682

フリーダイヤル 0120-0756-28

FAX 0568-88-6689

携帯 090-3968-6329

お客様 お名前 ○○様

お引渡し年月日 平成 29 年7月